

令和4年9月中川村議会定例会議事日程（第3号）

令和4年9月30日（金） 午後2時00分 開議

- 日程第 1 議案第 4号 令和3年度中川村一般会計歳入歳出決算認定について
 日程第 2 議案第 5号 令和3年度中川村国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
 日程第 3 議案第 6号 令和3年度中川村介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
 日程第 4 議案第 7号 令和3年度中川村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
 日程第 5 議案第 8号 令和3年度中川村水道事業決算認定について
 日程第 6 議案第 9号 令和3年度中川村下水道事業決算認定について
 日程第 7 議案第 16号 中川村職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
 日程第 8 議案第 17号 令和4年度中川村一般会計補正予算（第5号）
 日程第 9 請願第 4号 香害対策推進を求める請願書
 日程第 10 発議第 7号 香料の安全性に対する実効性のある法改正を求める意見書の提出について
 日程第 11 委員会の閉会中の継続調査について

出席議員（10名）

- 1番 片桐邦俊
 2番 松村利宏
 3番 中塚礼次郎
 4番 長尾和則
 5番 桂川雅信
 6番 山崎啓造
 7番 島崎敏一
 8番 大島歩
 9番 大原孝芳
 10番 松澤文昭

欠席議員（0名）

説明のために参加した者

- | | | | |
|--------|------|---------------|------|
| 村長 | 宮下健彦 | 副村長 | 富永和夫 |
| 教育長 | 片桐俊男 | 総務課長
会計管理者 | 松村恵介 |
| 地域政策課長 | 眞島俊 | 住民税務課長 | 小林郁子 |
| 保健福祉課長 | 水野恭子 | 産業振興課長 | 宮崎朋実 |
| 建設環境課長 | 松澤広志 | リニア対策室長 | 小林好彦 |
| 教育次長 | 上山公丘 | 代表監査委員 | 岡田俊彦 |
| 監査委員 | 大原孝芳 | | |

職務のために参加した者

- 議会事務局長 桃澤清隆
 書記 座光寺てるこ

令和4年9月中川村議会定例会

会議のてんまつ

令和4年9月30日 午後2時00分 開議

○事務局長 御起立願います。(一同起立) 礼。(一同礼) 御着席ください。(一同着席)

○議長 御参集御苦労さまです。

ただいまの出席議員数は全員です。定足数に達していますので、ただいまから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりです。

日程第1 議案第4号 令和3年度中川村一般会計歳入歳出決算認定について

日程第2 議案第5号 令和3年度中川村国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について

日程第3 議案第6号 令和3年度中川村介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について

日程第4 議案第7号 令和3年度中川村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

日程第5 議案第8号 令和3年度中川村水道事業決算認定について

日程第6 議案第9号 令和3年度中川村下水道事業決算認定について

を議会会議規則第37条の規定により一括議題とします。

本件は去る12日の本会議において決算特別委員会に付託してあります。

決算特別委員長から審査結果の報告を求めます。

○決算特別委員長 (松村 利宏) 令和3年度決算特別委員会審査報告を行います。

9月12日の本会議におきまして決算特別委員会に付託されました議案第4号 令和3年度中川村一般会計歳入歳出決算認定について、9月14日16日20日21日の4日間にわたり役場第1・第2委員会室におきまして委員10名の出席の下、関係課長・係長に説明を求め慎重に審査を行いました。

審査の結果は、委員全員の賛成により認定すべきものと決しました。

審査の過程で出された質疑、討論について報告いたします。

地域政策課財政係。

質問「繰上償還は利率の高いものから償還していくという説明があった。地方債の償還は利率0.2%以上ということか。また、繰上償還するのは利率だけなのか、違った考え方もあるのか」。

回答「現在のところ利率が高い率だと払う利息が高くなるので、負担を減らしたいところが大きな狙いの1つ。利率の高いものを償還していくということ。現在、これを償還した後には利率の低い0.24から0.25%くらい以下が残っているという状況だったが、令和2年度の当初に令和3年度分の借入れを行ったところ利率が高くなり始める傾向が出てきたので、今後の動向を見ながら起債の償還をどのようにしていくかを検討していきたい」。

質問「公債費の繰上償還について、企業債は一般会計なので考慮されていないのか。大変気になっていて企業会計で質問しようと思ったが、企業債の利率がめちゃくちゃ高く、今も大体3%から4%ぐらいがまだ残っている。企業債を片づけたほうが村全体としては借金の返済に役立つのではないかと思うが、どうか」。

回答「まず、公営企業会計には国が定めている繰り出し基準にのっとり企業債償還分を含めた額を一般会計から繰り出している。また、公営企業債の借入先である地方公共団体金融機構と財政融資資金では繰上償還をする場合に加算金、補償金を追加で支払う必要があり、一般会計で行っている民間借入資金のように加算金または補償金なしで任意に繰上償還ができるメリットがないため、積極的な繰上償還を行っていない状況」。

むらづくり係。

質問「結婚相談所の運営について、令和3年度の実績を見ると、登録者が10名で、相談状況は紹介が29件で、お見合いが15件成立し、成婚が1件となっている。中川村の結婚相談所運営の仕方としてはどこかとのつながりを持ちながらやっているということでもいいのか」。

回答「一番つながりが強いのは上伊那の各市町村にある結婚相談を受け持っている相談所がある。定期的な意見交換、交流会があるので、中川の登録者の方だけで希望が合わない場合は、こういったところの相談所長なり担当者の方が調整をすることは当然ある。中川での全ての登録の方だけでマッチングするのは難しい部分がある」。

総務課総務係。

質問「地区集会施設及び周辺整備補助金は4地区で410万円、3分の2の補助の申請がかなりあったということか」。

回答「三共地区は駐車場の舗装ということで補助金額が178万9,000円、北組地区は照明器具の交換ということで補助金額20万9,000円、田島地区は屋根を直したということで補助金額27万3,000円、中央地区は構内の舗装を行ったということで補助金額187万円、合計で410万9,000円、補助率としては全て3分の2の補助」。

広報情報係。

質問「よりよい広報紙を作るためには、令和3年度の中での住民のアンケート、議会だよりのようなモニターをお願いするとか、いろんなやり方があると思うが、課題とか、やりたいことがあったら聞かせてもらいたい」。

回答「広報を作成して伝えているが、住民の皆さんがどのように感じているか補足できていないというのが現状。お互いに伝えたい情報と知りたい情報が合うことが大事だと思う」。

危機管理係。

質問「防災士の養成事業では、令和3年度は1人で少ない気がする。補助金で資格を取った方がその地区の自主防災組織の中でどういう立ち位置になっているか。今後、防災士を1地区1人は必ず確保する、防災士を中心に自主防災組織の運営方針を立てるなど、組織の中で担保することが必要。現状と今後についてはどうか」。

回答「令和3年度は1名と少なかったので、今後、総代会、広報、ケーブルテレビなどで募集をかけていく。令和4年度は消防団副団長、民間の方2名、合計3名取得。防災に関する有資格者の方々、村の中で防災組織に属する方々の連絡会みたいなものは今までなかったので、防災士の方々の力を借りてどのような組織づくりをしたらいいのかを検討していく。各地区1人の養成は強制的にできるものではないが、総代会等を通じて資格取得に協力していただく」。

質問「心配になったのは消防団の人員であり、183名の消防団のうち特別消防団員として退職されて入られた方が56名、女性消防団員も9名おり、一般団員は100名ちょっとの状況。令和4年度からは報酬も上がり個人に支払われることになった。これからの消防団の人員確保という部分については、総代会との連携等、総務課としてはどんなことを考えているのか」。

回答「消防団員の団員確保は非常に苦慮している。年々人数も減ってきており、特別消防団員の割合が高い。消防団としては広報の仕方を模索している。報酬が個人に支払われるとか報酬が幾らだからといって入ってくれるものでもない。若い人にとって1つ仕事が増えるということは非常に負担。総代会等で話しても親御さんから断られることを団員からよく聞く。本人に直接コンタクトが取れるのが一番いいかなと思う。消防団としては活動、報酬を説明して勧誘していくしか今のところはないかなと思う」。

保健福祉課保健医療係。

質問「片桐診療所の管理費、例年は太陽光発電の売電収入があったが、今年度は抜けている。もうなくなったということか」。

回答「売電収入は令和3年度もある。太陽光パネルを設置してから10年が経過し、金額は下がっている。来年以降も下がるということで、金額的には令和3年度は大分減っている。ここには掲載していないが、売電自体はまだ引き続き行っている」。

高齢福祉係。

質問「在宅介護支援センターいわゆり荘は借りている土地に建てているのか」。

回答「そのとおり」。

社会福祉係。

質問「コロナ禍の生活困窮等相談委託の成果、令和4年度に結びつける方策及び評価はどうか」。

回答「生活困窮者の相談業務は、ソーシャルファームへの相談ゼロ件。窓口を設定して待っている相談体制は相談者が来づらいという反省点がある。村とか包括の方には相談が来ているので、令和4年度は、待っているというより出かけて行って相談するとか夜間の相談とか、村の中のイベントのときに相談をするように切り替えていく。ソーシャルファームに来たときも村に相談したときも、村とソーシャルファームなかがわは月1回の連絡会議をしているので、皆で情報共有し、一緒に取り組んでいく」。

保育所。

質問「遊具の安全点検は、数年前に飯島の与田切公園であったような事故があっ

はならないと思うが、毎年実施しているか」。

回答「毎年、業者をお願いして年に1回は安全点検し、報告書もある」。

リニア対策室。

質問「決算説明書の資料の中では、調整業務や賃借料補助、試験等、いろいろ全てJR東海が出している。工事が始まれば国交省、村がやる部分に分かれているが、そこに至るまでの準備段階の事業は原則的にJR東海に全額見てもらおうよう考えているのか」。

回答「デリケートな話だが、基本的には国、県と調整をしながらいろいろ事業を進めている。管理は誰がするか、管理主体も含めた上で話をしているけれど、原則的に村に負担が生じないような協定書を組みながら進めたい」。

産業振興課農政係。

質問「果樹共済加入戸数は、共済31戸、収入保険は27者とある。村の果樹共済加入促進補助金掛金補助、収入保険掛金補助があるので入りやすくなっており、今日の台風みたいなときも非常に有効だと思う。31戸27者は全体の中でそれぞれのくらいの比率か」。

回答「具体的な比率は把握していない。収入保険については確定申告をしていることが前提であるので、大規模な農業者、果樹も水稲も含めほぼ網羅していると考えている。果樹共済については確定申告を行っていないとか面積が少ないとかというような方が該当。比較的力を入れている方はほぼ網羅されているかと思う」。

耕地林務係。

質問「林業振興事業の委託料ということで、陣馬形の小屋の本棚とか小学校の木工体験とか、それから大きい金額で東・西小学校のげた箱、非常に林業振興っていう点ではよい使い方かと思う。このもとの木材っていうのは中川村産の材木か」。

回答「長野県森林づくり県民税の活用事業ということでやっている。県民税の利用の条件として県産材の活用ということになっている。中川村の木ということに限定せず、県産材を使っている」。

商工観光係。

質問「今のシェアオフィスの現状で一番課題だと思っていることは何か」。

回答「今の地点では新型コロナの影響で広く村外から利用してもらうことができないところ。現状としてはほぼ埋まっている状況。ある程度の段階でシェアオフィスを出してもらい、村内に事務所を持って起業してもらうことが理想。村内の事務所を開いてもらえるような働きかけが課題かなと思う」。

建設環境課建設係。

質問「子育て世帯住宅取得支援事業5件のうち村外からの方の利用があったと思うが、今回の分が分かれば教えてもらいたい。来年度から村外の利用者の数を入れてもらいたい」。

回答「村外の利用者は3件。来年度からは入れる」。

環境水道係。

質問「地下水の井戸水検査の実施件数が 24 件。下水道の利用の調査では井戸水を使っている件数は多分 50 件を越えると思う。実施件数 24 件は井戸水を使っている件数 50 件の半分以下なので気になっている。飲用不適が 3 件あるが、この内容が分かったら教えてもらいたい」。

回答「井戸水を飲用として使う人については、もっと大勢の方に井戸水検査をやってもらったほうがよいと思う。今年については、今、調査を受けているので積極的に PR していきたい。飲用不適のほとんどで全部大腸菌が出た。再検査でそれ以外の飲用不適は見当たらない」。

会計室。

質問「住民税とかは、法人が代わりに天引きして納める住民に関してコンビニで支払えるか」。

回答「住民税特別徴収はコンビニから支払いできない、普通徴収のみ」。

議会事務局。

審査の過程で出された質疑、討論はありませんでした。

教育委員会総務学校係。

質問「家庭学習のための通信環境整備、これは家庭全額補助ではなく一部補助か」。

回答「各補助要項を設けて広報している。各家庭 1 回限りでお願いしており、上限 1 万 5,000 円。1 万 5,000 円に満たない金額で整備が済んでいる方はそれ以下の金額になる。それ以上は 3 万円かかっても 1 万 5,000 円」。

質問「委員構成の中に充て職の委員がいる。替わるたびに前のことを確認せざるを得ないという課題がある。あり方検討会みたいな大事なものは委員として最後までやっていくのが重要じゃないかと思うが、どうか」。

回答「今の委員さんの中でも P T A の代表については一応 2 年任期なので副会長さんに出てきてもらっている。保育園保護者会長さんあたりだと 1 年で替わってしまうというところもあって総入れ替えになってしまうので、保育園の場合は厳しいかなと思う。次の段階の委員会については通年で出る委員さんを増やせるように検討していきたい」。

給食センター。

質問「食物アレルギーが増えている。米もアレルギーがあると聞いたことがあるが、その人たちは別に作らなくてはならない。給食センターでは人数的に間に合っているか。大変苦労していると思うが、どうか」。

回答「様々な食物に対してアレルギーを持っているお子さんが増えてきている。今、中川の小中学校の児童生徒の中でお米に関してアレルギーの対応をしている生徒はいない。人数的な割合で一番多いと思われるのは牛乳の関係。飲用牛乳は除去して出さずに家庭から代わるものを持参して飲んでもらっている。牛乳分の単価は後で返金している。アナフィラキシーショックにつながるようなソバ、クルミ、リンゴ、サクランボ、イチゴ、スイカも出てきている。エビ、イカなどの甲殻類が駄目だっている子がいて、今、中川で多分 36 名の児童生徒がいる。1 人で 20 種目ぐらい持っている子

もいる。除去して代替のものを作って出せるっていう体制を取っているので、手はかかるけれども、なるべくみんな同じものを食べられるように対応して、中身は大きく変わってしまうことがないようにしている。担当者がいるので、アレルギー対応を間違えないように調理し、学校へはアレルギー対応用のメモをつけて配送し、学校も配分する前にチェックして、相互にチェックして、返ってきたときもアレルギー対応食を間違いなく出しましたという最終確認までして 1 日が終わり、また次の日が始まっていく、そういう流れでやっている。アレルギー対応食が増えれば増えるほど手間はかかるし、より注意が必要で、間違えないよう気をつけなきゃならない場面も増えてくる状況」。

社会教育係。

質問「文化センター入り口体温計の値段が 2 台にしては高いのではないか。資料では起債で購入したこととなっているが、コロナの交付金を使用できなかったのか」。

回答「資料の誤りで、コロナの交付金を充て購入している。約 15 万円のものを一昨年購入したが、冬場になると寒過ぎて体温を感知できないことが発生した。このため一年中使っていくものだと約 30 万円でない冬場に利用できないということがあり、新たに精度の高いものを購入した」。

住民税務課住民係。

審査の過程で出された質疑、討論はありませんでした。

税務係。

審査の過程で出された質疑、討論はありませんでした。

土地調査係。

審査の過程で出された質疑、討論はありませんでした。

以上、審議のほどよろしく願いいたします。

続いて国民健康保険事業特別会計。

9 月 12 日の本会議におきまして決算特別委員会に付託されました議案第 5 号 令和 3 年度中川村健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について、9 月 16 日、役場第 1・第 2 委員会室において委員 10 名出席の下、担当課長・係長の説明を求め慎重に審査を行いました。

審査の結果は、委員全員の賛成により認定すべきものと決しました。

審査の過程で出された質疑、討論はありませんでした。

以上、審議のほどよろしく願いいたします。

続いて介護保険事業特別会計。

9 月 12 日の本会議におきまして決算特別委員会に付託されました議案第 6 号 令和 3 年度中川村介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について、9 月 16 日、役場第 1・第 2 委員会室において委員 10 名の出席の下、担当課長・係長の説明を求め慎重に審議を行いました。

審査の結果は、委員全員の賛成により認定すべきものと決しました。

審査の過程で出された質疑、討論はありませんでした。

以上、審議のほどよろしくお願いたします。

続きまして後期高齢者医療特別会計。

9月12日の本会議におきまして決算特別委員会に付託されました議案第7号 令和3年度中川村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、9月16日、役場第1・第2委員会室において委員10名の出席の下、担当課長・係長の説明を求め慎重に審査を行いました。

審査の結果は、委員全員の賛成により認定すべきものと決しました。

審査の過程で出された質疑、討論について報告します。

質問「後期高齢者の人間ドック補助7,500円は、今の話の観点でいけば国保と同じ1万円でもいいのではないか。県との関係はどうか」。

回答「県との関係は特にはない。補助の金額自体は一般会計から出している。例年この金額で来ているが、見直しの機会があってもいいと思う。近隣の市町村を見ながら検討する。人生100年時代っていうことであれば1万円出してもいいのかなあと思う」。

以上、審議のほどよろしくお願いたします。

続きまして水道事業会計。

9月12日の本会議におきまして決算特別委員会に付託されました議案第8号 令和3年度中川村水道事業決算認定について、9月20日、役場第1・第2委員会室において委員の出席の下、担当課長・係長の説明を求め慎重に審議を行いました。

審査の結果は、委員全員の賛成により認定すべきものと決しました。

審査の過程で出された質疑、討論について報告します。

質問「科学的に漏水調査をして量を確かめて、それで漏水防止していかないと80%を超えるのはなかなか難しくなると思う。経営に直結する問題なので、計画的に漏水調査をやるべきではないかと聞いたんで、それに答えてもらいたい。今回、区域内の人口が減っていて給水量も減っているが、それ以上に有収率が上がっている。努力の結果だと思って高く評価している。有収率を上げるために期間も含めて自分たちで検討してもらいたが、どうか」。

回答「この機械は、仕切り弁だとか消火栓が近くにあって、そこの音を拾って、大体どれぐらいの距離、水が漏れているかというものを量る機械。計画的な漏水調査というところもそうですが、実際に漏水があるであろうと分かっている。当初に布設してきた管路が道路ではなく山の中に入っているというところもあって、この機械だけでは探し切れない。ただ、見通しがいいところでは、この機械を使いながら、漏水はないところを確認しながら調査している。今後もこの状況を見ながら漏水調査を行っていく」。

以上、審議のほどよろしくお願いたします。

下水道事業会計。

9月12日の本会議におきまして決算特別委員会に付託されました議案第9号 令和3年度中川村下水道事業決算認定について、9月20日、役場第1・第2委員会室に

おきまして委員10名の出席の下、担当課長・係長の説明を求め慎重に審議を行いました。

審査の結果は、委員全員の賛成により認定すべきものと決しました。

審査の過程で出された質疑、討論について報告します。

質問「年間の総処理水量は減ったが、年間の総汚泥発生量が増えている。この理由は何か。水量は減ったけれども、どこかの下水で極端に有機物が多かったということか」。

回答「令和3年度の上水道使用料が令和2年度と比較すると減っていることから、下水道施設への流入量も水道使用量に応じて減っていると想定される。年間汚泥発生量の増加については、流入汚水の濃度が令和2年度と比較して濃くなっており、処理において脱水用の汚泥調整を薄めに行ったため。流入汚水の濃度等の明確な原因ははっきりしないが、水処理について再点検し、効率的に業務を行えるよう維持管理を委託している下水道公社と引き続き協議をしながら進めていく」。

以上、審議のほどよろしくお願いたします。

以上です。

○議長 委員長報告を終わりました。

これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 質疑なしと認めます。

次に討論を行います。

まず原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 次に原案に賛成者の発言を許します。

○5番 (桂川 雅信) 私は令和3年度決算認定に対して委員長報告に賛成する立場から意見を述べます。

令和3年度決算で示された行政施策に関する事業効果と評価については別途議会だよりなどでも報告されることとなりますので、ここでは委員長報告を補足する意味で2点の意見を述べて討論に参加します。

第1に、道路維持管理費の中の委託料でなかがわ美し隊に約300万円が少なくとも2014年から継続して計上されていることについて、最近では村道の維持管理として表示されるようになってしまいました。これは、私がかつて決算審査と一般質問で問題にしたことから表示を変えたのかもしれませんが、県道の草刈りをシルバー人材センターに委託していることは事実ですから、今後は正確な表示に改めるべきだと考えます。

私はシルバーに委託していることを問題にしているのではなく、県道の維持管理を県と何も協議もなく村が県の肩代わりの事業を行っていることを問題にしてきました。もし村民の要望を実現するためという理由があったとしても、それは緊急避難的

に単年度で終了させるべきものであり、少なくとも 2014 年から 8 年間もそのまま慣習的に行うべきものではありません。行政側もこの件では実態を認めていますので、今後の解決策として私から提案をしておきます。

道路法第 15 条では「道府県道の管理は、その路線の存する都道府県が行う。」とされており、町村がこれに手を出すことは禁じております。

一方で、第 17 条の「管理の特例」の第 3 項では

町村は、第 15 条の規定にかかわらず、都道府県に協議し、その同意を得て、当該町村の区域内に存する都道府県道の管理を行うことができる。

としていますし、第 4 項では

指定市以外の市町村は、地域住民の日常生活の安全性若しくは利便性の向上又は快適な生活環境の確保を図るため、当該市町村の区域内に存する国道若しくは都道府県道の新設、改築、維持（中略）都道府県に協議し、その同意を得て、これを行うことができる。

となっています。

つまり県道の草刈りを町村が行う場合はあくまで県との協議が前提であり、その同意をもって行うことが法律上の原則です。この点では、県も町村も、やはり法律上の原則から逸脱していますから、道路法第 17 条の特例で町村が県道の草刈りを行うのであれば、上伊那広域での話し合いを基礎にして県に応分の負担を求めることも含めて道路法第 17 条に基づく協議を開始するよう提案しておきます。

第 2 に、下水道事業決算に関する監査員報告では「長期的かつ効率的な事業運営を図るため、施設の統廃合などを含めた汚水処理施設の整備方針の見直しについて検討を進められたい。」とありました。

この件についても何度か決算審査の場と一般質問でも取り上げてまいりましたが、国から平成 30 年 1 月 17 日付で「汚水処理の事業運営に係る「広域化・共同化計画」の策定について」の文書が出されて、予算措置もその後は行われてきており、本来はこのときに広域化や共同化計画を提出していれば次に進むことができたものです。なぜこのときの計画策定に踏み込まなかったのかは不明ですが、現在の下水道事業財政に対する楽観的な見方が影響しているのではないかと私は感じます。

企業の会計では、一般に減価償却費よりも多い営業収益を上げることで企業としての利益向上が成り立っています。

村の水道事業は減価償却費の約 1.8 倍に当たる営業収益を上げていますが、一方で下水道事業の営業収益は減価償却費の約 0.43 倍です。この差はどうして発生しているかという、上下水道事業に投下した資本費が大きく異なるからです。

特に下水道事業は、今まで再検討すべきと思われる地域にも集合処理を採用したため、資本費と維持管理費が増加してしまいました。これは中川村だけではなく全国的な傾向であったため、国がわざわざ広域化や共同化という認可状況の見直しを呼びかけたということでもあります。

決算審査では監査委員の指摘を取り上げましたが、この際ですから将来を見据えた

真剣な検討を訴えて、私の討論を終わります。

○議 長
○3 番

ほかに討論はありませんか。

（中塚礼次郎） 私は令和 3 年度の決算認定について賛成の立場で討論を行います。3 年にも及ぶ新型コロナウイルス感染症は、感染の拡大初期、誰もが予想されなかった長期に及ぶウイルスとの闘いとなりました。

厳しい財政状況の中、健全な財政運営を目指しつつ、それぞれの分野で事業推進がされてきたことを評価したいというふうに思います。

コロナ感染対策では、国の関連交付金を活用しつつ、村民の感染拡大による苦難軽減に向け有効な手だてが取られてきました。感染防止対策を柱とし、村民生活をはじめ、感染拡大により多大な影響を受ける事業者への支援、保育園・小中学校への感染防止対策など、命と暮らしを守ることを優先、重視した対応が取られ、また感染予防に向けたワクチン接種事業も大きなトラブルもなく進められてきました。

今日の感染状況では、感染者数も減少しつつあり、終息の兆しとも思えますが、ウイルスの変異による感染拡大が懸念されます。

加えてウクライナ危機と大幅な円安によるあらゆる物価の高騰は、村民生活をはじめ、農業、商工業をはじめとするあらゆる業種を苦境に立たせ、村民が抱える二重苦への対策、村内経済の活性化と生活の安心・安全を図るために、次年度へさらに取組を強化することを期待して、賛成討論といたします。

○議 長
○議 長

ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これから採決を行います。

なお、これから行う各決算の採決は起立によって行います。

まず議案第 4 号の採決を行います。

この決算に対する委員長の報告は認定とするものです。

この決算は委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議 長
○議 長

全員起立です。したがって、議案第 4 号は認定することに決定しました。

次に議案第 5 号の採決を行います。

この決算に対する委員長の報告は認定とするものです。

この決算は委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議 長
○議 長

全員起立です。したがって、議案第 5 号は認定することに決定しました。

次に議案第 6 号の採決を行います。

この決算に対する委員長の報告は認定とするものです。

この決算は委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議 長

全員起立です。したがって、議案第 6 号は認定することに決定しました。

次に議案第7号の採決を行います。
この決算に対する委員長の報告は認定とするものです。
この決算は委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。
〔賛成者起立〕
○議長 全員起立です。したがって、議案第7号は認定することに決定しました。
次に議案第8号の採決を行います。
この決算に対する委員長の報告は認定とするものです。
この決算は委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。
〔賛成者起立〕
○議長 全員起立です。したがって、議案第8号は認定することに決定しました。
次に議案第9号の採決を行います。
この決算に対する委員長の報告は認定とするものです。
この決算は委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。
〔賛成者起立〕
○議長 全員起立です。したがって、議案第9号は認定することに決定しました。
日程第7 議案第16号 中川村職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する
条例の制定について
を議題とします。
朗読願います。
○事務局長 朗読
○議長 提案理由の説明を求めます。
○総務課長 議案第16号について提案説明をいたします。
例規集につきましては第1巻611ページになります。
提案理由につきましては、地方公務員の育児休業等に関する法律の改正に伴い、職
員の育児休業の取得制限等を緩和するなど、村の条例に定める必要がある事項につい
て改正するものです。
改正概要につきましては、さきの全員協議会で説明した内容になりますが、妊娠、
出産、育児等と仕事の両立支援のため、また夫婦交代等での取得を容易にし、男性職
員による育児促進や女性職員の活躍を推進するため、育児休業の取得回数制限の緩和、
育児参加のための休暇の対象期限の拡大、非常勤職員の育児休業等の取得要件の緩和、
育児休業を取りやすい勤務環境の整備を進めるための措置などを定めるものです。
条例の主な改正につきましては新旧対照表で説明をさせていただきたいと思います。
新旧対照表左側が改正後、右側が改正前になります。
アンダーラインの部分が変更点になります。
追加など多くの条項にわたって変更になっておりますので、改正後の内容に沿って
説明をさせていただきます。
1ページをお願いいたします。
全体を通じまして「法」と示された箇所がありますが、これは地方公務員の育児休

業等に関する法律を示します。
まず2条では、育児休業をすることができない職員につきまして、法律に合わせる
よう第3号において非常勤職員の定めを追加します。
2ページをお願いします。
第2条の2、見出しにあります法第2条第1項の条例で定めるものについて——法
律の第2条第1項につきまして育児休業の承認の内容になります。第2条の2では里
親についての定めを改めています。
続きまして、第2条の3、育児休業の承認の日について、第1号、第2号、第3号
で非常勤職員の承認の日を定めます。
次の3ページに移りますが、3ページ下段にあります第2条の4につきましては、
第1号から第4号まで、非常勤職員の育児休業の承認の期間等の特別な事情を定めま
す。
4ページになります。
4ページ、第3条では、ただし書の条例で定める特別な事情としまして、当該子に
ついて育児休業の規定の取得回数を超える取得承認の特別な事情を定めています。
5ページになります。
5ページの第3条の2、人事院規則で定める期間を基準として条例で定める期間は
人事院規則の産後男性育休の期間を57日と定めます。
第4条では、育児休業の期間の再度の延長ができる特別な事情として、保育所等に
おける保育の利用の申込みを行っているが実施が行われないことの旨を追加します。
飛びまして、第7条では、育児休業をした職員の退職手当の取扱いの定めを追加し
ます。
6ページ、8条につきましては、法律に合わせての改正になります。
第9条につきましては、字句の訂正、条ずれの改正。
下段にあります第6号では、育児休業等短時間勤務計画書に名称を改めます。
7ページの第10条であります。第10条は、法第10条第1項第5号の条例で定
める勤務形態として育児短時間勤務の承認について改めます。
8ページ、中ほどの13条になります。
13条では、法律に合わせて字句等を改めます。
15条では、育児短時間勤務をした職員の退職手当の取扱いを追加します。
9ページをお願いします。
16条は条ずれによるもの。
17条では、部分休業をすることのできない職員の定めを追加します。
18条では、部分休業の承認を追加し、部分休業の時間等を定めます。
10ページになります。
19条を追加しまして、部分休業の承認取消しの事由を定めます。
20条を追加し、部分休業をする場合の給与の減額を定めます。
21条を追加し、妊娠出産等についての申出があった場合における措置として、意向

確認の面談等や不利益な扱いをしない旨などを定めます。

22条を追加し、勤務環境の整備に係る措置として、任命権者は育児休業の承認の請求が円滑に行われるようにするための措置を定めます。

施行期日につきましては令和4年10月1日からです。

以上、御審議をよろしく願います。

○議長 説明を終わりました。
これから質疑を行います。
質疑はありませんか。

○5番 (桂川 雅信) この件は全協でも私から質問させていただきましたが、今御説明いただいたページの10ページの一番最後、第22条の(2)育児休業に関する相談体制の整備というのが条例の中に含まれておりますが、勤務環境の整備に関する措置として相談体制を整備することになっているようですが、村として相談体制の整備というのはどんなふうに考えておられるのか、願います。

○総務課長 今の件についてお答えをいたします。
この措置の内容につきましては、これから具体的な内容につきまして検討していきたいと思っております。これにつきましては共同組合等とも協議をしながら進めていきたいというふうに考えております。

○議長 ほか質疑はありませんか。

○議長 長 「なし」と呼ぶ者あり
質疑なしと認めます。
次に討論を行います。
討論はありませんか。

○議長 長 「なし」と呼ぶ者あり
討論なしと認めます。
これから採決を行います。
本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

○議長 長 「賛成者挙手」
全員賛成です。したがって、議案第16号は原案のとおり可決されました。
日程第8 議案第17号 令和4年度中川村一般会計補正予算(第5号)を議題とします。

○副村長 提案理由の説明を求めます。
議案第17号 令和4年度中川村一般会計補正予算(第5号)について御説明をいたします。
今回の補正予算は、国の燃油価格・物価高騰等緊急支援に係る地方創生臨時交付金の関連事業、新型コロナウイルスオミクロン株対応ワクチンの追加接種に係る予算の追加等が主なものであります。
議案書を御覧ください。
第1条 歳入歳出決算の補正は、予算の総額に歳入歳出それぞれ4,750万円を追加

し、総額を43億4,250万円とするもので、款項区分ごとの補正額及び補正後の予算額は第1表によるものであります。

事項別明細書の歳入から御説明をいたします。
5ページをお願いします。

14款 分担金及び負担金の児童福祉費負担金132万円の減額は、子育て世帯の負担軽減のため、今年度10月以降の保育園児の副食費——月額3,000円でございますが——これを徴収しないこととするもの。

6ページ、16款 国庫支出金であります。国庫負担金の保健衛生費国庫負担金、新型コロナウイルスワクチン接種対策費負担金はオミクロン株対応ワクチンの追加接種に係る国庫負担金の追加。

国庫補助金の企画費補助金は国の物価高騰等緊急支援による新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の追加であります。当村への交付見込額2,575万1,000のうち、今回の補正予算に充当する財源分として2,250万2,000円を計上するものです。

民生費補助金、社会福祉費補助金の電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援交付金1,780万8,000円は、国が市町村を介して住民税均等割非課税世帯に対して1世帯当たり5万円を給付する事業に係る補助金。

保健衛生費補助金、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費補助金は、国庫負担金対象事業費の枠を超える経費に対して交付されるものであります。

7ページ。

17款 県支出金、県補助金、民生費補助金の生活困窮世帯緊急支援金363万6,000円は、国の給付金の対象とならない住民税所得割非課税世帯に対して県が市町村を介して1世帯当たり3万円を給付する事業に対する補助金であります。

続いて歳出について御説明をいたします。
9ページ。
2款 総務費。
交通対策費、バス等運行事業であります。村内巡回バス運行で使用しているマイクバス2台の故障により急遽修繕が必要になったため236万円を追加するもの。
戸籍住民基本台帳費は、マイナンバーカード普及促進事業予算の一部に地方創生臨時交付金を充当するための財源組替えであります。

10ページ。
3款 民生費。
社会福祉費の住民税非課税世帯等臨時特別給付金は、先ほど御説明をしました国の住民税均等割非課税世帯に対する電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援交付金1世帯当たり5万円の給付と、国の対象にならない住民税所得割非課税世帯に対して県が給付する生活困窮世帯支援金1世帯当たり3万円の給付に係る予算で、合わせて2,141万4,000円を見込んで計上するものであります。

老人福祉費、老人福祉事業1,038万円は、物価高騰により生活に影響を受けている

75 歳以上の高齢者に対し冬季の燃料費補助を含めて村内で使える 1 万円の商品券を交付するもの。

11 ページ、保育所費は、10 月以降の副食費無償化に伴う財源組替えであります。

12 ページ、4 款 衛生費の予防費、新型コロナウイルスワクチン接種事業はオミクロン株対応ワクチンの追加接種に係る経費の追加で、当面 11 月までに予定をしております 12 歳から 60 歳未満の者の接種経費として 485 万 8,000 円を計上するものであります。

13 ページ。

6 款 農林水産業費。

農業振興事業の安心・安全な農業推進事業補助金 1 万 9,000 円は、国の肥料価格高騰対策事業に対応し化学肥料の軽減に取り組む農家が土壌診断を実施する経費に対して補助を行うもの。

燃料価格高騰負担軽減支援事業 100 万円は、燃油価格高騰の長引いている施設型農業者に対して、これまでの補助金の上限額を 30 万円から 100 万円に引き上げて追加支援を行うため増額するものであります。

14 ページ。

7 款 商工費。

商工振興事業の負担金 250 万円は、物価高騰により家計に影響を受けている子育て世帯を支援するため第 4 弾中川村プレミアム商品券 1 セットを 1 万 1,000 円分の未販売分を 18 歳以下の子育て世帯に対して無償配布するもの。

商工事業者支援補助金は、現行の補助制度を拡充し、対象事業に運送業を加え、交付金の上限額を 30 万円から 80 万円に引き上げるため 450 万円を増額計上するものであります。

15 ページ、10 款 教育費、学校給食費は、子育て世帯の負担軽減を図るため、現在の学校給食費 1 か月分の公費負担に加えて、さらに 1 か月分、計 2 か月分を公費負担するため 239 万円を追加するものであります。

最後に、16 ページ、14 款 予備費 192 万 1,000 円を減額し予算の調整を行います。

以上、御審議のほどよろしくお願ひいたします。

○議 長 説明を終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長 質疑なしと認めます。

次に討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願ひます。

〔賛成者挙手〕

○議 長 全員賛成です。したがって、議案第 17 号は原案のとおり可決されました。

日程第 9 請願第 4 号 香害対策推進を求める請願書

を議題とします。

本件は厚生文教委員会に付託してあります。

厚生文教委員長から審査結果の報告を求めます。

○厚生文教委員長 (桂川 雅信) それでは厚生文教委員会の報告を行います。

9 月 12 日の本会議において厚生文教委員会に付託されました請願第 4 号 香害対策推進を求める請願について、9 月 14 日、委員全員の出席の下、慎重に審査をいたしました。

請願の趣旨は、2021 年 11 月のテーマ別住民懇談会で話題提供がありました香りの害について村内で初めて被害者の実態が報告され、これを契機にして村内へのポスター掲示やチラシの配布、また村内の行政職員や村民を対象とした講演会開催といった対応がなされました、しかしながら村内各施設での職員の香りへの配慮や村民の意識の向上には至っておらず、このような状況では化学物質過敏症の方は安心して各施設へ相談に行くこともできません、香料による健康被害は自身が使わなくとも他人が使用した製品の成分飛散によっても発生しており、社会的な解決が必要な問題です、特に健康被害の未然防止の視点から、子どもたちに対しては学校保健における早急な対策が必要です、国民が健康に暮らせるよう香害についての実態調査を行い、香料の安全性についての実態解明と実効性のある法改正を求めますという内容でした。

以上の内容で求められている項目が 4 つあります。1 香害の実態を早急に行うこと、2 柔軟剤、柔軟仕上げ剤、消臭剤、除菌剤、芳香剤、安定化剤等を家庭用品品質表示法の指定品目とすること、3 香料の成分表示を義務づけること、4 国民生活センターにおいて香害について相談窓口を設置することという内容でした。

審査の結果は、全員賛成で採択すべきものと決しました。

審査の過程で出された主な意見は、「香りの害の被害者のことは昨年の住民懇談会で初めて知った。村内や全国的な実態をもっとよく知りたい」「周りに香害被害者のいることなど全く知らずに今まで来たが、調べてみると 2013 年頃から被害の報告があったことが分かった」「国も病態解明に動いているようだが、法的な裏づけがないので調査することになっていない。周りに該当者がいなかったのが気づきにくい、被害者が少数であっても実態解明は必要だと思う。実態を知れば世論も変わっていくのではないか。声を上げ、一石を投じることは大切。声を上げにくいという問題とともに、健康負荷への許容量の小さい子どもたちが発症する可能性が高いことに注意したい」などの意見が出されました。

なお、請願者の意見書案の文面では法的規制あるいは法規制との表現がありましたが、意見の内容は法改正に当たるので文言の一部修正を行うこととしました。

以上、審議のほどよろしくお願ひいたします。

○議 長 委員長報告を終わりました。
これから質疑を行います。
質疑はありませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長 質疑なしと認めます。
次に討論を行います。
まず原案に反対者の発言を許します。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長 次に原案に賛成者の発言を許します。

○7 番 (島崎 敏一) 私は香害対策推進を求める請願書に対して賛成討論を述べます。
世間では香りの害と書いて香害と呼ばれているこの問題は、化学物質に起因する健康障害を引き起こす公害、公害です。
この問題は、いつ誰が発症してもおかしくない、また発症していても原因が化学物質にあることは気がつきにくい特徴を持っていて、我々の生活に極めて身近な問題です。それにもかかわらず声を上げにくい問題となっています。それは、体全体に影響を及ぼす問題でもあるにもかかわらず、香りという個人的な志向に置き換わりやすい事案だからです。
また、研究機関の調査によると、化学物質を体が受け入れられる許容量の容量が少ない子どもほど影響を受けやすいという調査結果が出ています。予防原則の観点から、一連の化学物質の暴露を少しでも減らすことが重要となっていきます。
これらの問題は法規制の間をくぐり抜けているメーカー側に責任があると思います。メーカーは、商品を購入する消費者だけでなく、社会と地球環境に対して最大限の責任を持って対応すべきです。
香害の被害を早期に解決していくために、請願書にある内容を実行するように求めます。
以上で私の賛成討論を終わります。

○議 長 ほかに討論はありませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長 これで討論を終わります。
これから採決を行います。
この請願に対する委員長の報告は採択です。
この請願は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。
〔賛成者挙手〕

○議 長 全員賛成です。したがって、請願第4号は委員長の報告のとおり採択することに決定しました。
日程第10 発議第7号 香料の安全性に対する実効性のある法改正を求める意見書の提出について
を議題とします。

朗読願います。

○事務局長 朗読

○議 長 提案理由の説明を求めます。

○1 番 (片桐 邦俊) それでは、意見書案文の朗読をもって説明とさせていただきます。
香料の安全性に対する実効性のある法改正を求める意見書
日本では、現在、除菌剤、消臭剤、柔軟剤、芳香剤、安定化剤などは家庭用品品質表示法の対象外なのでメーカーの自主表示に任せられているため、成分表示がない商品の科学的な検証ができない状態が続いています。
また、香料や香料を包むためのマイクロカプセルにどのような化学物質が使われているかも明示されておらず、香料等の化学物質に起因する健康被害(香害)の実態解明も遅れています。
一方で、我が国では香害被害者が大人から子どもまで拡大の一途をたどっており、国としての早急な対策が求められています。
中川村では、昨年、中学生が香害被害者であることが分かり、学級ぐるみの取組で被害者生徒が何とか学校生活に戻ることができましたが、このことを通じて村内にも同様の被害を訴えている方が多数存在することが分かってきました。
香料による健康被害は自身が使わずとも他人が使用した製品の成分飛散によっても起こっており、社会的な解決が必要な問題です。
特に健康被害の未然防止の観点から、子どもたちに対しては学校保健における早急な対策が必要です。
国民が健康に暮らせるよう香害についての実態調査を行い、相談窓口を設け、香料の安全性についての実態解明と実効性のある法改正を行うよう、下記のことを強く求めます。
記
1、香害の実態調査を早急に行うこと。
2、柔軟仕上げ剤、消臭剤、除菌剤、芳香剤、安定化剤等を家庭用品品質表示法の指定品目とすること。
3、香料の成分表示を義務づけること。
4、国民生活センターにおいて香害に関する相談窓口を設置すること。
以上、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議 長 説明を終わりました。
これから質疑を行います。
質疑はありませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長 質疑なしと認めます。
次に討論を行います。
討論はありませんか。

○議 長 「なし」と呼ぶ者あり〕
討論なしと認めます。
これから採決を行います。
本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

○議 長 〔賛成者挙手〕
全員賛成です。よって、発議第7号は原案のとおり可決されました。
日程第11 委員会の閉会中の継続調査についてを議題とします。
議会運営委員長、総務経済委員長、厚生文教委員長から、議会会議規則第75条の規定によりお手元に配付しました申出書のとおり閉会中の継続調査の申出があります。
お諮りします。
本件について各委員長から申出のとおり閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

○議 長 「なし」と呼ぶ者あり〕
異議なしと認めます。
したがって、委員長から申出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定しました。
これで本定例会の会議に付された事件の審議は全て終了しました。
ここで村長の挨拶をお願いします。

○村 長 議会の閉会に当たりまして一言御挨拶を申し上げます。
本議会に提出いたしました中川村デマンドタクシー運行に関する新設条例など3議案、令和4年度中川村一般会計第4号補正予算及び2つの特別会計補正予算並びに水道事業等2事業会計補正予算の5つの補正予算を初日に可決、承認いただきました。
また、本日追加提出をいたしました職員の育児休業等に関する条例の一部改正1議案及び令和4年度中川村一般会計第5号補正予算の可決、承認、加えまして令和3年度の一般会計歳入歳出決算、3つの特別会計歳入歳出決算並びに水道事業・下水道事業決算等、8議案全てにつきまして、本日、認定をいただきました。
さらに、人権擁護委員推薦に関しましても異議なく同意いただきましたことにつきまして、改めてお礼を申し上げます。
デマンドタクシー——チョイソコなかがわというふうな名前になっておりますが——この運行は朝8時から午後5時までの時間運行になります。10月3日月曜日の朝の巡回バス運行が終了後から運行を開始いたします。
決算特別委員会では出されました質問事項等、事業実施に関しての課題につきましては、報告書を関係部署において検討いたしまして、これからの予算執行、事業執行に当たり留意をしまるとともに、新年度の予算編成時の参考にいたします。
議会開会中ではありましたが、14日に村の高齢者の長寿を祝う高齢者祝賀訪問を行いました。簡単に御報告をいたします。
まず、今年99歳の白寿を迎える4人の方々及びめでたく区切りとなる100歳を迎える3人の方、そして最高齢102歳、101歳と、100歳を超えたお2人の高齢者には私が訪問をさせていただきまして長寿をお祝いしてまいりました。

100歳の皆様には内閣総理大臣及び長野県知事の祝賀表彰及び銀杯を伝達いたしますが、高齢者福祉施設等に入所され、本人にお会いしお祝い申し上げるところなんですけれども、これできませんので、御家族を通じて担当課から伝達をいたしたところでございます。

大正、昭和、平成、令和と4つの時代、1世紀を生き抜いている方々が5人となりました。村の人口から考えますに、1,000人に1人を超えて100歳を迎えるようになった今と現在のことを思い抱きつつも、村の最高齢の女性には御自宅で趣味の毛糸の手編みで帽子などを作っていたりしゃるようでありまして、体で覚えた技はいつまでも忘れず、背筋を伸ばし、にこやかに話をされるお姿に接し、時々非常に驚きを感じたところであります。

議会開会中に、日本で、そして世界で、いろいろな事が起きております。

ロシアのウクライナ侵攻が2月24日に始まりまして、9か月を経てもいまだに停戦、撤退に至っておりません。

ウクライナ国内の東部、南部の4つの州ではロシア編入を狙い住民投票が強行され、2014年、ロシアのクリミア半島併合に続き、一方的にウクライナ国土を分割、ロシア管轄を狙っているようであります。

一方、ロシア国民の予備役を中心にして30万人の動員令が出ましたが、これに反発して若者を中心に各地でデモが起き、大量の逮捕者が出るなど、国内世論はプーチン大統領の戦争遂行姿勢に対して反対の行動が公然として出始めているというふうにも思っております。

国内では、安倍晋三元総理大臣の国葬が27日に営まれました。法律上の明確な規定がないことなどから国葬に反対する声は大きく、旧統一教会と自民党との抜き差しならない関係をめぐっての不信感の高まりの中での国を挙げての葬儀でありました。

消費者物価が引き上がっております。

為替レートは一時1ドル145円後半を記録する円安となりまして、政府日銀は、22日の夕方、円買いドル売りの市場介入を実施いたしました。

円安で外国人旅行者の増化を見込み、不況が続く観光業の活性化の期待が高まっておりますが、60%を超える多くの企業は円安を歓迎しておりません。日本経済の不況からの回復は見通せない時期に入っているのではないかというふうに思わざるを得ません。

先々週、先週の週末には台風14号15号の2つの台風が相次いで日本に上陸また接近し、記録的な大雨により九州地方や静岡県などで甚大な被害をもたらしました。日本で最も美しい村連合に加盟しております九州宮崎県の椎葉村、静岡県の川根本町でも大きな被害がありました。

幸い伊那谷地域では大きな被害はありませんでしたけれども、改めて自然災害に備えた防災体制整備の必要性を感じたところでございます。

村におきましては、稲刈りもほぼ終了し、お米の出来も平年作と、少なくとも昨年よりよい出来のようで、安心をしております。このまま台風風害もなく、晩秋のリン

ゴ、ふじの収穫まで終わればと思うところありますが、施設園芸の暖房用・キノコ農家の高圧殺菌用の灯油、重油の高値はずっと続くものと思われ、非常に心配であります。これに対しては、遅れることのないよう農家に対する支援を行ってまいりたいと考えております。

新型コロナウイルス感染症は、オミクロン株主体の第7波が感染の峠を越え、沈静化に向かっているようです。

一時、村も日当たりの感染者13人を記録しておりましたが、最近では1人またはゼロ人と落ち着いておまして、長野県も27日から市町村別の感染者数発表をやめております。

医療警戒レベル4と医療警報は引き続き発令中ではありますが、日常生活の規律を維持しつつ社会経済活動の維持も続けていくためにも、議員各位におかれましても細心の注意と経済活動の継続、活性化も併せてお願いをいたしまして、議会閉会の御挨拶といたします。

長期間の議会の審査、大変お疲れさまでした。

ありがとうございました。

○議長 これで本日の会議を閉じます。

以上で令和4年9月中川村議会定例会を閉会します。

ご苦労さまでした。

○事務局長 御起立願います。(一同起立) 礼。(一同礼)

[午後3時22分 閉会]

会議の経過を記載してその相違ないことを証するため、ここに署名する。

議長 _____

署名議員 _____

署名議員 _____